

株 主 各 位

証券コード6077
2020年3月2日
大阪府大阪市北区堂島浜一丁目4番4号
アクア堂島東館

株式会社N・フィールド

代表取締役社長 又吉 弘章

第17期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第17期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、次ページの案内に従って、2020年3月23日（月）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2020年3月24日（火曜日）午前10時（受付午前9時～） |
| 2. 場 | 所 | 大阪市北区堂島浜1-3-1
ANAクラウンプラザホテル大阪 3階万葉の間 |
| 3. 目 的 事 項 | | |
| 報 告 事 項 | | 第17期（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）
事業報告及び計算書類の内容報告の件 |
| 決 議 事 項 | | |
| 第 1 号 議 案 | | 剰余金処分の件 |
| 第 2 号 議 案 | | 監査等委員以外の取締役3名選任の件 |
| 第 3 号 議 案 | | 監査等委員である取締役5名選任の件 |

以 上

本株主総会よりご出席の株主さまへのお土産は取り止めとさせていただきます。

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.nfield.co.jp/>）に掲載していますので、本招集ご通知及び添付書類には、記載していません。会計監査人、監査等委員会が監査した計算書類は、本招集ご通知の添付書類に記載の各書類のほか、上記ウェブサイトに掲載している個別注記表となります。
- ◎紙資源節約のため、本招集通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.nfield.co.jp/>）に掲載させていただきます。

郵送またはインターネットによる議決権行使について

株主総会にご出席いただけない場合、次のいずれかの方法により議決権をご行使いただくことができます。議決権は行使期限の2020年3月23日（月曜日）午後6時までにご行使ください。

1. 郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。ご返送の際は同封の記載面保護シールをお使いになれます。

2. インターネットによる議決権行使

当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインの上、画面の案内に従って賛否をご入力ください。なお、パスワードは初回ログインの際に変更していただく必要があります。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

（ご注意）

- ・パスワードは、ご行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので大切にお取り扱いください。パスワードを当社（株主名簿管理人）よりおたずねすることはありません。
- ・議決権行使コードおよびパスワード（株主様が変更されたものを含みます）は株主総会の都度、新たに発行いたします。
- ・パスワードは一定回数以上連続して誤ったご入力をされると使用できなくなります。その場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- ・「議決権行使ウェブサイト」は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、お使いの機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

3. その他

- （1）議決権を議決権行使書面とインターネットの双方でご行使いただいた場合は、インターネットによるご行使を有効とします。インターネットにより複数回ご行使いただいた場合は、最後にご行使いただいたものを有効とします。
- （2）複数回議決権をご行使いただいた場合は、後に到着したものを有効とします。なお、議決権行使書面とインターネットによる議決権行使が同日に到着した場合は、インターネットによる当該日最後の行使を当該日の投票として取り扱います。
- （3）インターネット接続・利用に関する費用は株主様のご負担となります。

4. お問い合わせ先について

ご不明の点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**までお問い合わせください。

【「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関するお問い合わせ先】
フリーダイヤル **0120-768-524（平日9：00～21：00）**

以上

（ご参考）

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の配当につきましては、企業体質の強化に必要な内部留保の確保に努め、安定的な配当の継続を重視するとともに、今後の事業環境を勘案いたしまして、以下のとおりとさせていただきます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその額

当社普通株式1株につき	5円	総額	64,430,860円
-------------	----	----	-------------

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年3月25日

第2号議案 監査等委員以外の取締役3名選任の件

監査等委員以外の取締役全員（3名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員以外の取締役3名の選任をお願いいたく存じます。

業務執行取締役については、当社の経営理念を理解し、企業価値向上に資する候補者であることを前提に選定し、取締役会にて決定しています。

監査等委員以外の取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
1	[再任] またよし ひろあき 又吉 弘章 (1971年11月4日生)	1997年4月 独立行政法人国立病院機構やまと精神医療センター入職 2011年4月 同機構 紫香楽病院入職 2012年2月 当社入社 2013年3月 居宅事業本部関西エリア部長 2013年9月 執行役員就任 2013年9月 執行役員居宅事業本部本部長補佐 2014年3月 取締役就任 2014年3月 取締役居宅事業本部関西・中部・中国エリア担当 2015年3月 取締役退任 2015年3月 執行役員就任 2015年3月 執行役員居宅事業本部 2016年3月 取締役就任 2016年3月 取締役居宅事業本部福岡支店長 2016年5月 常務取締役居宅事業本部福岡支店長就任 2016年7月 常務取締役居宅事業本部長 2017年3月 取締役副社長居宅事業本部長兼東日本統括責任者就任 2017年7月 代表取締役社長就任（現任） 【取締役候補者とした理由】 又吉弘章氏は、当社入社以来、長年看護師として現場での豊富な経験と実績を有し、精神科医療に精通しております。また、居宅事業本部長を経て2017年代表取締役社長へ就任し、強いリーダーシップで当社事業を牽引しております。今後も、その豊富な経験・知識により当社の経営を行うことで、当社の持続的な成長と企業価値の向上を図ることができると判断し、取締役として選任をお願いするものです。 【出席回数/取締役会】 19回/19回 100%	20,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
2	[再任] くぼ あきら 久保 明 (1969年 5 月10日生)	2004年11月 株式会社 J C L バイオアッセイ入社 2008年 6 月 同社 取締役就任 2013年 6 月 同社 取締役退任 2013年 6 月 当社入社 管理本部総務部長 2013年12月 経営企画室長 2014年 3 月 執行役員就任 2014年 3 月 執行役員経営企画室長 2015年 3 月 取締役就任 2015年 3 月 取締役経営企画室長兼レセプト管理部長 2016年 3 月 常務取締役経営企画室長就任 2016年 7 月 常務取締役管理本部長 2017年 3 月 専務取締役管理本部長就任 2018年 4 月 代表取締役専務管理本部長就任 2019年 1 月 代表取締役専務 2019年 7 月 代表取締役専務管理本部長（現任） 【取締役候補者とした理由】 久保明氏は、財務・IRにおける豊富な経験と実績を有しており、2018年4月から代表取締役専務として当社の経営を担っております。このような豊富な経験と実績を活かして、取締役会の意思決定機能の更なる強化を行うことで、当社の持続的な成長と企業価値の向上を図ることができると判断し、取締役として選任をお願いするものです。 【出席回数/取締役会】 18回/19回 94.7%	20,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
3	[再任] よしだ ひでき 吉田 秀樹 (1980年 1 月29日生)	2008年 9 月 独立行政法人国立病院機構菊池病院入職 2014年 3 月 当社入社 2014年12月 居宅事業本部関東東エリア部長 2015年12月 執行役員就任 2015年12月 執行役員居宅事業本部九州Ⅲエリア部長 2016年 3 月 取締役就任 2016年 3 月 取締役居宅事業本部九州Ⅱエリア担当 2016年 7 月 取締役居宅事業本部福岡支店長 2017年 3 月 常務取締役居宅事業本部西日本統括責任者兼 福岡支店長就任 2018年 4 月 常務取締役居宅事業本部長 兼福岡支店長就任 2019年 1 月 常務取締役居宅事業本部長 兼大阪支店長就任 2020年 1 月 常務取締役居宅事業本部長 兼福岡支店長 (現任) 【取締役候補者とした理由】 吉田秀樹氏は入社以来、長年看護師として現場での豊富な経験と実績を有し、精神科訪問看護事業に精通しております。2016年取締役、2017年常務取締役、2018年居宅事業本部長に就任し、看護師出身としてその専門性と経験を活かして、当社の経営を担っております。 引き続き、その豊富な経験・知識により当社の経営を行うことで、当社の持続的な成長と企業価値の向上を図ることができる判断し、取締役として選任をお願いするものです。 【出席回数/取締役会】 19回/19回 100%	7,000株

- (注) 1. 当社と各取締役候補者との間には利害関係はありません。
2. 当社の監査等委員会は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の観点から、各候補者を取締役に選任することが適切であるとの意見を有しています。

第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役5名の選任をお願いいたく存じます。

監査等委員である取締役については、当社の健全な経営と社会的信用の維持向上に資する人物で、中立的かつ客観的な立場にあることを前提に選定し、取締役会にて決定しています。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
1	[再任] たなか こういち 田中 浩一 (1954年12月22日生)	1979年 4 月 一吉証券株式会社入社 2011年 4 月 同社執行役員 紀州アドバイザー本部長 2013年12月 当社 入社 管理本部総務部長 2016年 1 月 有限会社 糸山介護センター入社 管理部長 2018年 3 月 取締役（監査等委員）就任 2019年 3 月 取締役（監査等委員）現任 【監査等委員である取締役候補者とした理由】 田中浩一氏につきましては、長きにわたり金融機関に在籍し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、また過去に当社の管理本部総務部長、及び管理本部財務部長を務め、当社の事業内容等に精通していることから、当社の監査においてその職務を適切に遂行していただけるものと判断したためです。 【出席回数/取締役会】 19回/19回 100% 【取締役就任年数】 2年	0株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
2	[再任] まえの ひろし 前野 博 (1952年 6 月25日生)	1975年 4 月 大阪国税局入庁 1999年 7 月 前野博税理士事務所開設 現任 2010年 2 月 当社社外監査役就任 2016年 3 月 当社社外取締役（監査等委員） 現任 【監査等委員である取締役候補者とした理由】 前野博氏は、税理士として培われた財務及び会計に関する専門知識や豊富な経験・見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。 【出席回数/取締役会】 19回/19回 100% 【当社社外取締役就任年数】 4年	0株
3	[再任] なかじま やすし 中島 泰 (1946年11月14日生)	1966年 4 月 大阪法務局入庁 2003年 4 月 奈良地方法務局長 2009年 4 月 大阪家庭裁判所家事調停委員 2018年 3 月 当社社外取締役（監査等委員） 就任 2019年 3 月 当社社外取締役（監査等委員） 現任 【監査等委員である取締役候補者とした理由】 中島泰氏は、法務行政に長きにわたり携わり、法務に関する専門的な知識・経験等を、当社の監査体制にいかしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。 【出席回数/取締役会】 19回/19回 100% 【当社社外取締役就任年数】 2年	0株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
4	[再任] みよし よしやす 三好 吉安 (1971年11月 7 日生)	1996年 4 月 東京地方裁判所事務官 1998年 4 月 横浜地方裁判所書記官 2002年10月 弁護士登録 2018年 3 月 当社社外取締役（監査等委員）就任 2019年 3 月 当社社外取締役（監査等委員）現任 【監査等委員である取締役候補者とした理由】 三好吉安氏は、弁護士として培われた専門的な知識・経験等を、当社の監査体制にいかしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。 【出席回数/取締役会】 19回/19回 100% 【当社社外取締役就任年数】 2年	0株
5	[新任候補] ごかん ようこ 後閑 容子 (1946年 7 月26日生)	1993年 4 月 群馬県立医療短期大学 助教授 1996年 4 月 群馬県立医療短期大学 専攻科地域看護学専攻 教授 2002年 4 月 岐阜大学医学部看護学科 教授 2005年 4 月 岐阜大学大学院医学系研究科看護学専攻 教授 2005年 4 月 岐阜大学医学部副医学部長・看護学科長・研究科看護学専攻長 2012年 4 月 摂南大学看護学部看護学部長・特任教授 2016年 4 月 摂南大学大学院看護学研究科研究科長・特任教授 【監査等委員である取締役候補者とした理由】 後閑容子氏は、長年にわたり看護学の研究・教育に従事され、訪問看護に係る分野についても高い見識をお持ちです。この豊富な知識・経験等を、当社の監査体制にいかしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
2. 前野博氏、中島泰氏、三好吉安氏、後閑容子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 前野博氏、中島泰氏、三好吉安氏、後閑容子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員(社外取締役)として届け出ておりますが、選任をご承認いただいた場合、改めて東京証券取引所の定めに基づく独立役員(社外取締役)として指定する予定であります。
4. 当社は、田中浩一氏、前野博氏、中島泰氏、三好吉安氏、後閑容子氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、各氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額であります。

以 上

(添付書類)

事業報告

2019年1月1日から

2019年12月31日まで

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国の経済は、企業業績や雇用環境の改善が続くなど、緩やかな回復基調が継続いたしました。一方で米国と中国の通商問題の長期化や中東において地政学的リスクが高まるなど、景気の先行きについては不透明な状況が継続しております。

我が国の精神疾患に係る医療環境については、厚生労働省の公表資料によれば、退院患者の平均在院日数が「精神及び行動の障害」の分類では減少傾向にあるなど、「入院医療中心から地域生活中心」へのシフトが明らかになっております。これに伴って、今後も質の高い在宅医療・訪問看護の確保の重要性が高まっていくものと考えております。一方で他の業界と同じく医療業界においても人手不足が顕著になっており、人員の確保が重要な課題となっております。

このような状況のもと、当社は精神科訪問看護サービスの提供をさらに進めるため、新たに11事業所、3営業所及び1出張所を開設したほか、9営業所及び1出張所の事業所化を行いました。また、より地域に密着した看護の提供及び事業所運営の実現のため、従来の北海道支店を北海道支店及び東北支店に、大阪支店を名古屋支店、大阪支店及び中四国支店にそれぞれ分割を行いました。

さらに中期経営計画「NEXT FIELD 2025」に基づき、当事業年度の目標である「企業体質改善とインフラ整備による安定的成長」を達成するため、重点施策である人材定着化と採用コスト削減に取り組みました。人材定着化については、福利厚生の拡充などの取り組みを行い、離職率の改善が見られております。また、採用コスト削減については、人材紹介会社への手数料単価の適正化を図るとともに、従業員紹介や直接応募による入職者の増加に取り組み、一定の効果を上げております。その他、引き続き看護の質の向上のための人材育成に注力いたしました。

以上により、当事業年度における売上高は10,482,261千円となり、前事業年度に比べて1,089,785千円、11.6%の増収となりました。一方、利益面では販売費及び一般管理費は人材紹介手数料などの支払手数料が減少するなどしたものの、売上原価が拠点数の増加に伴う家賃負担や人員増等による人件費負担を始めとして増加したことなどから営業利益は478,095千円となり、前事業年度に比べて45,455千円、8.7%の減益となりました。また、経常利益については481,391千円となり、前事業年度に比べて32,248千円、6.3%の減益となりました。当期純利益につきましては200,010千円となり、前事業年度に比べて38,233千円、16.0%の減益となりました。

事業部門別の売上の状況は次の通りです。

(居宅事業部門)

訪問看護売上は、事業所及び営業所（以下、「事業所等」という）の新規開設並びに前事業年度中に開設した事業所等の稼働向上等により9,831,254千円となり、前事業年度に比べて969,881千円、11.0%の増収となりました。

賃貸（住宅支援）売上については、住宅セーフティネット法に基づく居住支援法人としての指定を受け、積極的な活動を行うとともに、訪問看護との連携を強化したことにより引き合いが増加するなどし、新規契約件数が増加したことから648,173千円となり、前事業年度に比べて117,083千円、22.1%の増収となりました。また、その他に新たに開設した相談支援事業所に係る売上などを計上しております。

(2) 設備投資の状況

当事業年度における重要な設備投資に該当する事項はございませんでした。

(3) 資金調達の状況

特記すべき資金調達はございませんでした。

(4) 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区 分	第14期 自2016年1月1日 至2016年12月31日	第15期 自2017年1月1日 至2017年12月31日	第16期 自2018年1月1日 至2018年12月31日	第17期 (当事業年度) 自2019年1月1日 至2019年12月31日
売 上 高	6,089,989	8,024,732	9,392,475	10,482,261
経 常 利 益	488,893	561,188	513,639	481,391
当 期 純 利 益	250,717	315,608	238,244	200,010
1株当たり当期純利益(円)	19.26	24.29	18.34	15.51
総 資 産	2,778,782	2,976,754	3,258,658	3,594,437
純 資 産	1,697,989	1,954,161	2,136,912	2,172,018

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。

(5) 対処すべき課題

当社は、日本国内における団塊の世代が75歳を超え、後期高齢者となり、国民の3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上となるいわゆる「2025年問題」を迎えるにあたり、精神科訪問看護サービスにおけるこれまでの企業運営方法や職場環境を見直し、社会的課題の解決に向けた次世代の医療サービス提供を可能とする企業を目指し、中期経営計画「NEXT FIELD 2025」を策定し当事業年度より取り組みを行っております。

中期経営計画において、2020年12月期から2022年12月期まではPHASE2として「医療サービス拡充とアライアンス強化による次世代成長エンジンの構築」を図ってまいりますが、当社は、以下の項目を重要課題として認識し、取り組んで参ります。

①収益性の向上

当社は、利用者の継続的な増加により増収を続けてきましたが、一方で営業利益は直近2事業年度連続で減益、営業利益率は東京証券取引所第一部に上場して以降、低下し続けており、収益性の改善が最重要課題であると認識しております。

当社は、訪問を行う看護師等の定着率の向上が、経験や技能の向上による訪問件数増加及び採用費用の抑制を通じて収益性の向上に繋がると考えております。この考えに基づき当事業年度は看護師等の定着を優先して取り組み、その結果、課題であった一般看護師の在籍年数は、社内教育や福利厚生の実施により確実な伸長を見せております。一方で当社の主要業績指標である看護師一人当たりの月間訪問件数（以下、稼働と表記）は前年対比で悪化いたしました。今後は看護師等の負荷に配慮しつつ稼働の改善を図り、収益性の向上に取り組んで参ります。

また、採用費用につきましても、紹介エージェント企業に対する人材紹介手数料は価格の適正化により当事業年度において大幅な削減を達成いたしました。今後も、紹介エージェント企業との関係を強化し、適正な価格での支払いを継続するとともに、従業員紹介や直接採用の比率の増加にも努め、採用費用の抑制を図って参ります。

②医療サービスの拡充

当社では精神科に特化した訪問看護を主たる事業として運営しておりますが、サービスを提供する対象である利用者数には地域差があります。全国的な更なる利用者数の拡大のためには、精神科在宅医療に係る周辺領域の事業を取り込むことも課題と認識しております。

当事業年度において岡山県と福岡県より居住支援法人の指定を受けたことで、当社の住宅支援サービスに対する認知度及び信頼感の向上が見込めるため、居住確保要配慮者を対象とした住宅支援の更なる向上を図って参ります。また当事業年度には相談支援事業を立ち上げており、相談支援事業を利用者・医療機関・行政機関・福祉サービス提供機関の新たな窓口として、地域でのネットワークを強化し、利用者の利便性の向上を図るとともに、新たな利用者の取り込みも強化いたします。さらに、精神療法に作業療法を加えることで、ご利用者様の状態の安定化と治療の継続に一定の効果が期待できることを踏まえ、今後は看護師と同様に単独での診療報酬が得られる作業療法士を増員し、訪問件数の増分を図るとともに、更なるサービスの拡充に取り組んで参ります。

③アライアンスの強化

2019年6月にTMS（経頭蓋磁気刺激）治療が保険診療化されるなど精神医療を取り巻く環境は変化し続けております。当社では、環境の変化に対応すべく、外部の関係機関とのアライアンスを強化し、次世代の在宅医療サービスを構築することが課題だと認識しております。

当事業年度においては本課題への対応の一環として、東京大学との研究協力を開始いたしました。この取り組みを継続していくとともに、これまでに築いたネットワークを活用することで、さらなる機会を模索し、今後も外部関係機関とのアライアンスを強化して参ります。

また、引き続き内部統制システムの構築を推し進め、ガバナンスを強化するとともに情報セキュリティ、労務管理を始めとしたコンプライアンス体制の構築に取り組んで参ります。

(6) 主要な事業内容

事業	主要な内容
居宅事業部門	(訪問看護) 訪問看護ステーションの運営
	(相談支援) 相談支援事業所の運営
	(住宅支援) 不動産賃貸物件紹介 転貸借（サブリース） 物件管理

(7) 主要な営業所

①本社 大阪市北区堂島浜一丁目4-4

アクア堂島東館4階

②支店 北海道支店 札幌市白石区菊水八条二丁目2-13

東北支店 仙台市若林区若林二丁目2-1グリーンハイツ若林Ⅱ101号室

東京支店 新宿区西新宿二丁目6-1 新宿住友ビル38階

関東支店 さいたま市大宮区大成町一丁目189-1ADO大成ビル201号室

名古屋支店 名古屋市千種区今池五丁目1-5 名古屋センタープラザビル1104号室

大阪支店 大阪市城東区中央一丁目8-27アーバネックス蒲生ビル4階402号室

中四国支店 岡山市北区駅前町二丁目7-5進興ビル2階

福岡支店 福岡市中央区天神二丁目14-8 福岡天神センタービル10階

③訪問看護ステーション 都道府県別事業所数（（ ）内は営業所（出張所）数）

北海道	6	静岡県	1	長野県	2	岡山県	6	大分県	4
青森県	1	埼玉県	14	岐阜県	1	鳥取県	1	佐賀県	3
福島県	2	栃木県	3	愛知県	7 (1)	島根県	1	長崎県	3
岩手県	2	山梨県	1	三重県	1	広島県	7	熊本県	6
秋田県	1	群馬県	1	大阪府	34 (7)	山口県	2	宮崎県	4
山形県	1	神奈川県	6	兵庫県	3	徳島県	1	鹿児島県	3
宮城県	3 (1)	新潟県	2	和歌山県	1	香川県	1	沖縄県	2
東京都	38 (11)	石川県	1	奈良県	3	高知県	1		
千葉県	9 (3)	富山県	1	京都府	5	愛媛県	2		
茨城県	1	福井県	1	滋賀県	1	福岡県	11	合計	211 (23)

④相談支援事業所 都道府県別事業所数

福岡県	1
-----	---

⑤住宅支援部

大阪府	住宅支援部 北大阪営業所	岡山県	住宅支援部 岡山営業所
大阪府	住宅支援部 南大阪営業所	福岡県	住宅支援部 福岡営業所
北海道	住宅支援部 札幌営業所	福岡県	住宅支援部 北九州営業所
宮城県	住宅支援部 仙台営業所	沖縄県	住宅支援部 沖縄営業所
東京都	住宅支援部 東京営業所		

(8) 従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
1,390名	112名増

- (注) 1. 当事業年度末日の従業員数を記載しております。
2. 従業員数にはパート等 63名を含んでおります。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 33,500,000株
(2) 発行済株式の総数 13,210,000株
(3) 株主数 24,225名
(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	588,800株	4.57%
株式会社K・カンパニー	500,000株	3.88%
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS- UNITED KINGDOM	500,000株	3.88%
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 1300000	497,143株	3.86%
3D OPPORTUNITY MASTER FUND	491,600株	3.81%
野口 和輝	384,000株	2.98%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	264,600株	2.05%
野村證券株式会社	257,400株	2.00%
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	256,690株	1.99%
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 380578	254,400株	1.97%

- (注) 当社は、自己株式（323,828株）を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
また、持株比率は自己株式（323,828株）を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名 称	第3回新株予約権
新株予約権の数	1個
保有人数 監査等委員以外の取締役 監査等委員である取締役	0名 1名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式1,000株
新株予約権の発行価額	1個につき6,600円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	13,700円
新株予約権の行使期間	2015年4月1日から 2022年3月31日まで
新株予約権の主な行使条件	①新株予約権の割当を受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、執行役員の地位にあることを要する。 ②本新株予約権者は、下記（a）及び（b）に掲げる各条件を充たした場合に、割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合の個数を、当該条件を充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。 （a）2014年12月期の経常利益が426百万円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の20% （b）2015年12月期の経常利益が600百万円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の80% ③本新株予約権者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。 ④本新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

- (注) 2014年4月3日開催の取締役会決議により2014年5月1日付で当社普通株式1株を5株に分割、また、2014年9月25日開催の取締役会決議により2014年10月24日付で当社普通株式1株を2株に分割しております。上表の「新株予約権の目的である株式の種類及び数」に記載の株式数は分割後の株式数に換算して記載しております。また、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は付与時の価額を記載しており、行使の価額は前述の分割に応じて調整された価額となります。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人に交付した新株予約権等の内容の概要
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役 (2019年12月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	又 吉 弘 章	
代 表 取 締 役 専 務	久 保 明	管理本部長
常 務 取 締 役	吉 田 秀 樹	居宅事業本部長兼福岡支店長
取締役 (監査等委員)	前 野 博	前野博税理士事務所 税理士
取締役 (監査等委員)	田 中 浩 一	
取締役 (監査等委員)	中 島 泰	
取締役 (監査等委員)	三 好 吉 安	

- (注) 1. 取締役前野博氏、中島泰氏及び三好吉安氏は、社外取締役であります。
2. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、田中浩一氏を常勤の監査等委員に選定しております。
3. 取締役前野博氏、中島泰氏及び三好吉安氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 監査等委員前野博氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 当事業年度中の取締役の異動

該当事項はありません。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲内に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。当該定義に基づき、その期待される役割を十分に発揮できるよう、全ての監査等委員である取締役と責任限定契約を締結しております。責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

（監査等委員である取締役との責任限定契約）

会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとする。

(4) 取締役の報酬等の総額

区 分	人 数	報酬等の総額
取 締 役 (監査等委員を除く)	3 名	134,069千円
取 締 役 (監査等委員)	4 名	19,400千円
合 計	7 名	153,469千円

- (注) 1. 2016年3月25日開催の第13期定時株主総会の決議による役員報酬限度額は、取締役（監査等委員であるものを除きます。）年額500,000千円、監査等委員である取締役年額30,000千円であります。
2. 上記報酬等の総額のうち、社外取締役3名（うち監査等委員3名）の報酬の合計額は14,100千円であります。
3. 上記報酬等の総額のうち、監査等委員以外の取締役3名に対する譲渡制限付株式報酬の合計額は14,069千円であります。
4. 業務執行取締役の報酬額は、株主総会において承認を得た報酬枠を限度として、役位に応じた報酬を基本とし、会社の経営成績を勘案のうえ、個別の金額を決定することとしています。また、非業務執行取締役である監査等委員の報酬額は、株主総会において承認を得た報酬枠を限度として、常勤・非常勤の別、業務の分担を勘案のうえ、監査等委員の協議により個別の金額を決定することとしています。

(5) 社外役員に関する事項

①独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社は、社外取締役が、以下のいずれにも該当することがない場合は、独立社外取締役であると判断します。

1. 当社の業務執行者である者もしくはその就任前10年間に当社の業務執行者であった者またはそれらの者の配偶者もしくは二親等内の親族である者。
2. 現在、または過去3年間に於いて、以下のいずれかに該当する者（個人、企業等の業務執行者に該当する者）

（1）当社の総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有して居る株主

（2）当社の関連会社

（3）当社の主要な取引先

※主要な取引先とは、当社の販売先または仕入先で、1事業年度での取引高が当社の売上高の2%を超えるものをいう。

（4）当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家

※多額とは、当社から取得する1事業年度の金額が、役員報酬以外に10百万円を超える場合をいう。

（5）当社から多額の寄付を受けている非営利団体

※多額とは、当社から取得する1事業年度の金額が、役員報酬以外に10百万円を超える場合をいう。

（6）当社の法定監査を行う会計監査人

（7）当社の業務執行者が他の企業等において社外役員に就いている場合の当該他の企業等の業務執行者

（8）上記（1）から（7）のいずれかに掲げる者（重要でないものを除く）の配偶者または二親等以内の親族である者

3.その他

独立社外取締役としての職務を果たすことができないと合理的に判断される事情を有する者。

なお、1.～2.のいずれかの条件を満たさない者であっても、当社の独立社外取締役として相応しい者であって、東京証券取引所の定める独立役員に関する独立性基準を満たす者については、その理由を説明・開示することにより、当該人物を当社の独立社外取締役とすることができるものとします。

②他の法人等の業務執行者との重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	兼職する他の法人等	兼職の内容
取 締 役 (監査等委員)	前 野 博	前野博税理士事務所	所長

(注) 前野博税理士事務所との間に取引はありません。

③当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	活 動 状 況
取 締 役 (監査等委員)	前 野 博	前野博氏は、当該事業年度開催の取締役会には19回中19回、監査等委員会には19回中19回出席し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有した立場での発言を行った上で、議決権を行使しております。(税理士資格保有)
取 締 役 (監査等委員)	中 島 泰	中島泰氏は、当該事業年度開催の取締役会には19回中19回、監査等委員会には19回中19回出席し、法務に関する相当程度の知見を有した立場での発言を行った上で、議決権を行使しております。(奈良法務局長他歴任)
取 締 役 (監査等委員)	三 好 吉 安	三好吉安氏は、当該事業年度開催の取締役会には19回中19回、監査等委員会には19回中19回出席し、法務・渉外に関する相当程度の知見を有した立場での発言を行った上で、議決権を行使しております。(弁護士資格所持)

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないことから、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査等委員会は有限責任監査法人トーマツの報酬等について、過年度の監査計画の内容および報酬額の推移並びに会計監査人の職務の遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める場合のいずれかに該当すると認められるときは、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会が当該議案を株主総会に付議いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

(1) 当社の取締役及び使用人の職務が法令及び定款に適合することを確保する体制

- ①取締役は、コンプライアンスの確立が経営の根幹であることを深く自覚し、「コンプライアンス規程」他コンプライアンスに関する諸規程を率先して誠実に遵守するとともに、使用人の理解を深め、コンプライアンスを確保する体制を構築する。
- ②コンプライアンス体制を推進するために、使用人の中から1名「法令遵守責任者（コンプライアンスリーダー）」を、各部、各事業所から1名以上の「コンプライアンス担当者」を選任する。その役割として社内の法令遵守状況を把握し、必要に応じて改善への働きかけを行うとともに、社内にコンプライアンス違反行為があった場合は、直ちに取締役会へ報告される体制を構築する。
- ③取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を期待し、当社と利害関係を有しない社外取締役を選任する。
- ④コンプライアンスに係る通報機能を強化するため、取締役及び使用人を対象とした内部通報体制を構築する。
- ⑤反社会的勢力を断固として排除する姿勢を明確にし、取締役及び使用人すべてに反社会的勢力とは取引関係を含めて一切の関係を持たないこと、及び反社会的勢力を利用しないことを徹底する。
- ⑥他の業務執行部門から独立した内部監査室による内部監査を実施する。内部監査を通じて各部門の法令・定款・社内規程の遵守状況の監査・内部管理体制の適切性・有効性を検証・評価し、その改善を促すことにより、使用人の職務執行の適正性を確保する。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書その他の情報につき、法令・定款及び「社内情報管理規程」「文書管理規程」等に基づき適切に保存及び管理を行う。

また、「内部情報管理規程」等に基づき、機密情報の管理を行うことを全社的に推進、徹底する。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクを一元的に管理し、主要なリスクを抽出、予防の方策、またリスクが発生した場合は迅速な情報収集、分析を的確に行い、被害を最小限に食い止め、再発を防止し、当社の企業価値を保全するための体制を構築する。そのため、リスクに緊急に対応すべく、状況に応じてリスク対策のための会議を設置し、「リスク管理規程」に従った運用及び管理のもと、リスクへの対策を適切に実施する。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①事業運営について、経営方針や中期事業計画に基づき、その実行計画として年度予算を月度単位で策定し、毎月、経営会議（部長以上の管理職及び役員）を開催し、各事業所の売上高及び営業利益実績について、予算実績差異分析を実施し、報告、検討を行う。取締役はこの報告を受け、定例取締役会で経営上及び予算執行上の重要な課題についての意思決定を行う。
- ②月1回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督を行う。
- ③企業経営及び日常業務に関して、経営上の判断が必要な場合など、弁護士等と協議し、適宜適切なアドバイスを受け、会社経営における効率性及び適法性及び法務リスク管理体制の強化を図る。また、会計監査を担当する監査法人と、定期的な監査のほか、会計上の課題について随時確認を取り、会計処理並びに内部統制組織の適正性の確保に努める。
- ④日常の職務執行に際しては、職務権限規程に基づき権限の委譲が行われ、各管理職位の権限関係と責任の所在を明確に定めて、会社業務の組織的かつ効果的な運営を図ることができる体制を構築する。

(5) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人については、管理本部長が監査等委員会と協議し、当該使用人の配置を協議のうえ決定するものとする。また、各監査等委員が内部監査担当者や管理部門などの業務執行に係る使用人に対して、監査等委員の職務の補助を一時的に依頼した場合についても、同様の体制とする。

(6) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、及び当該使用人に関する指示の実効性に関する事項

- ①監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査等委員会の同意を得たうえで決定する。
- ②監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行するものとするが、監査等委員でない取締役からの独立性に影響がなく監査等委員会の同意を得た場合については、当社の業務執行に係る役職を兼務することができるものとする。

(7) 当社の監査等委員以外の取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

- ①各監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、取締役会の他重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に係る重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求める。
- ②監査等委員会は代表取締役と定期的に意見交換を行い、経営方針の確認や、監査上の重要課題についての情報を共有する。
- ③監査等委員会は内部監査室と監査法人と情報を共有するとともに、必要に応じて社内情報の把握に努める。
- ④監査等委員以外の取締役及び使用人からの法令違反や不正行為に関する通報、報告に関する適正な仕組み（内部通報制度）を定める。

(8) 当社の監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する体制

内部通報制度において、通報、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止する。

(9) 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理、費用の前払又は償還の手続きに係る方針

監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査等委員の請求に従い円滑に行う。

(10) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、監査等委員会による監査が円滑かつ効果的に実施されるよう環境整備に努める。

また、監査等委員会が監査の実施にあたり必要と認めるときは弁護士その他のアドバイザーを任用する機会を保障する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、前述の内部統制システムの整備を行い、取締役会において継続的に経営上の新たなリスクについて検討しております。また、必要に応じて、社内諸規程、個々の業務及び業務フローの見直しを実施し、内部統制システムの実効性を向上させるように努めております。

また、監査等委員である取締役は、代表者及び管理職者との面談、社内の重要会議への出席等を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスに関する事項を監視できる体制を整備しております。内部監査室も独立した観点から定期的に実査を中心として内部監査を実施しており、日々の業務が行われている中で、法令・定款及び社内規程等に違反している事項がないかを検証しております。

本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。
また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

貸借対照表

(2019年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,976,350	流動負債	1,235,398
現金及び預金	977,964	リース債務	1,753
売掛金	1,861,001	未払金	716,979
貯蔵品	2,773	未払費用	14,668
前渡金	2,945	未払法人税等	256,021
前払費用	118,348	前受金	17,814
その他の金	16,271	預り金	187,178
貸倒引当金	△2,955	賞与引当金	28,833
		その他の	12,149
固定資産	618,087		
有形固定資産	110,946	固定負債	187,020
建物	81,139	リース債務	3,360
車両運搬具	2,043	退職給付引当金	183,659
工具、器具及び備品	11,674		
土地	11,352		
リース資産	4,735	負債合計	1,422,418
		(純資産の部)	
無形固定資産	145,701	株主資本	2,171,754
商標権	1,024	資本金	731,950
ソフトウェア	114,344	資本剰余金	725,699
ソフトウェア仮勘定	30,332	資本準備金	701,950
		その他資本剰余金	23,749
投資その他の資産	361,439	利益剰余金	1,022,602
従業員に対する長期貸付金	13,199	利益準備金	200
長期前払費用	2,343	その他利益剰余金	1,022,402
差入保証金	216,673	繰越利益剰余金	1,022,402
繰延税金資産	114,836	自己株式	△308,497
その他の	14,386	新株予約権	264
		純資産合計	2,172,018
資産合計	3,594,437	負債・純資産合計	3,594,437

損 益 計 算 書

(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	10,482,261
売上原価	8,727,809
売上総利益	1,754,451
販売費及び一般管理費	1,276,355
営業利益	478,095
営業外収益	
受取利息	503
助成金収入	4,023
その他	1,323
営業外費用	
支払払利息	161
自己株式取得費用	1,203
雑損	639
和解金	550
その他	0
経常利益	2,554
特別損失	481,391
固定資産除却損	751
税引前当期純利益	751
法人税、住民税及び事業税	480,639
法人税等調整額	331,687
当期純利益	△51,058
	280,629
	200,010

株主資本等変動計算書

(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金
2019年1月1日残高	731,950	701,950	23,749	725,699	200
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					
当期純利益					
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—
2019年12月31日残高	731,950	701,950	23,749	725,699	200

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
	繰越利益剰余金					
2019年1月1日残高	887,351	887,551	△208,553	2,136,648	264	2,136,912
事業年度中の変動額						
剰余金の配当	△64,960	△64,960		△64,960		△64,960
当期純利益	200,010	200,010		200,010		200,010
自己株式の取得			△99,944	△99,944		△99,944
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				－	－	－
事業年度中の変動額合計	135,050	135,050	△99,944	35,106	－	35,106
2019年12月31日残高	1,022,402	1,022,602	△308,497	2,171,754	264	2,172,018

独立監査人の監査報告書

令和2年2月12日

株式会社N・フィールド
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 目 細 実 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中 田 信 之 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社N・フィールドの平成31年1月1日から令和1年12月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年1月1日から2019年12月31日までの第17期事業年度における取締役の職務の執行に関して審議を行い、全監査等委員同意の上、本監査報告書を作成し以下のとおり報告いたします。

1. 監査等委員及び監査等委員会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査等委員会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査等委員から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査等委員は、監査等委員会が定めた監査等委員会監査計画に基づき、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第110条の4に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人の有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年2月17日

株式会社N・フィールド 監査等委員会

常勤監査等委員 田 中 浩 一[㊟]

監 査 等 委 員 前 野 博[㊟]

監 査 等 委 員 中 島 泰[㊟]

監 査 等 委 員 三 好 吉 安[㊟]

(注) 監査等委員4名の内3名は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

以 上

(ご参考)

精神科訪問看護を取り巻く国内の状況

現在、日本国内では、団塊の世代が2025年頃までに後期高齢者に達することにより、介護・医療費等社会保障費の急増が懸念されている所謂「2025年問題」への対策を進めています。現在、全国の医療機関において統合失調症などで精神科に入院している患者は全体で28万9千人ですが、この内、64%を占める長期入院患者を2020年度末までに2万8千～3万9千人削減することを目標として設定しています。

一方、医療機関においては、およそ150万人の看護師が働いており、資格を持っていながら看護師として就労していない潜在看護師は70万人もいると言われています。長期入院患者の削減を受け、在宅医療サービスへの注目度は年々高まっており、今後、訪問看護師の数が4万人から6万人に増えると推定されている状況です。

精神科訪問看護を必要とするご利用者様が増える！

NField2020

① 日本全国におけるサービス拠点の拡充

全国47都道府県の全てに訪問看護ステーション「Dune」を開設いたしました。

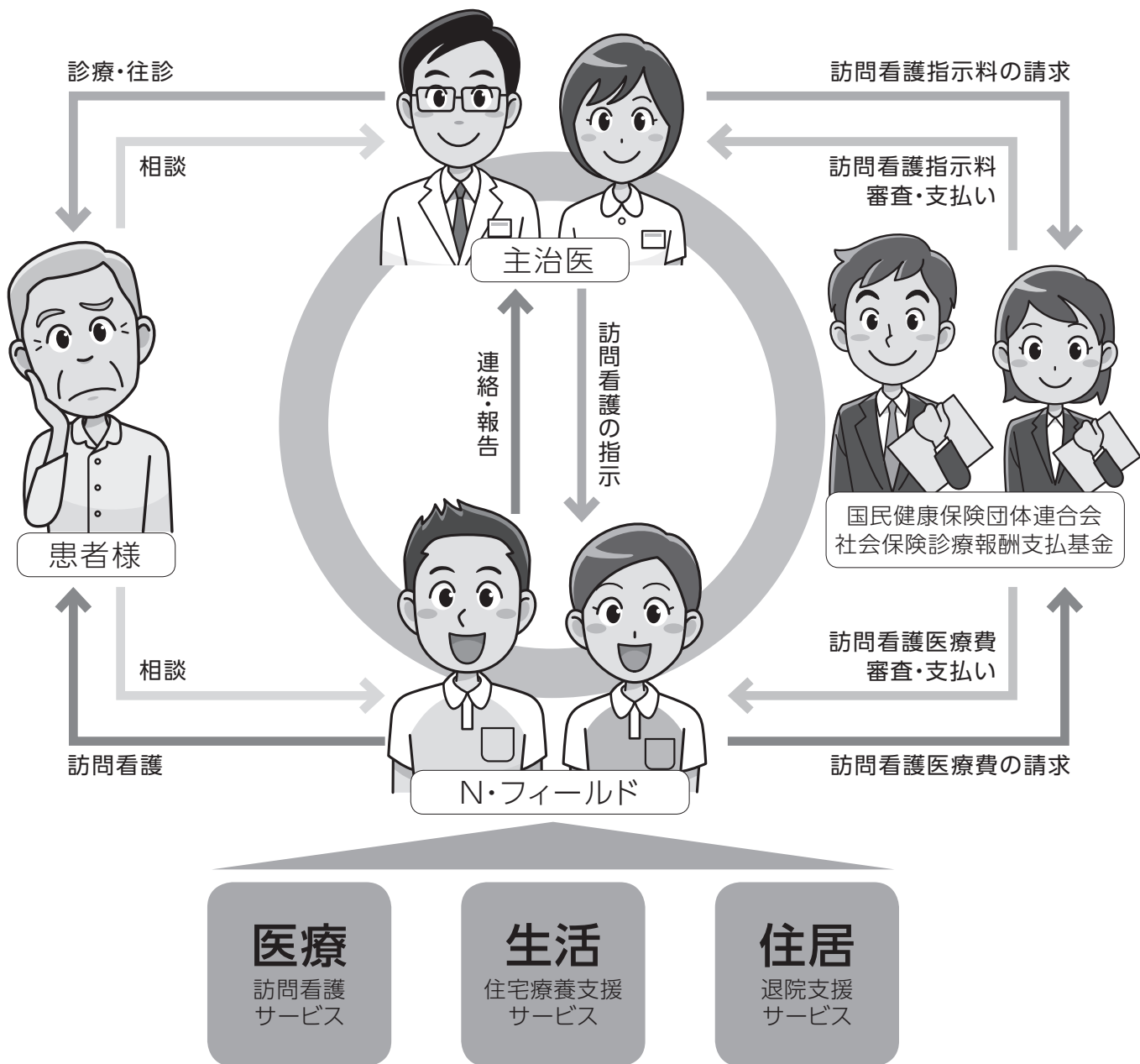
しかしながら、まだまだ地域によっては在宅医療サービスを提供できていないエリアもあり、これを解消するため今後もサービス拠点の拡充を進めてまいります。

② 在宅医療に係わる教育制度の充実化と質の向上

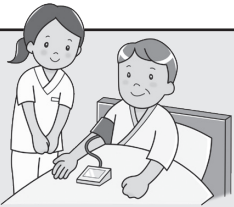
日本全国、全ての拠点で同じ在宅医療サービスをご提供するため、教育専任室を新たに設け、ご利用者様が安心して快適な生活を送れるよう、看護師への充実した教育を推進してまいります。

③ 地域医療への貢献と看護師の地位向上

患者様だけではなく、在宅医療サービスを提供する看護師として働いていただいている方、また将来働きたいと考えていただいている方に訪問看護という仕事の内容や魅力をお伝えし、地域医療への貢献とともに良い関係を創造してまいります。



訪問介護と訪問看護の違い

内容	 訪問介護	 訪問看護
行為	患者様のご自宅にホームヘルパーが訪問し、生活援助や身体介護を行う。 *生活援助 ・掃除・洗濯・調理・買い物 *身体介護 ・食事・排泄・入浴の介助 *その他 ・介助付き送迎サービス 生活援助 身体介護	患者様のご自宅に医師から指示を受けた看護師が訪問し、医療行為を行う。 *患者様主体の目標設定 *傾聴と会話(治療的コミュニケーション) *精神症状・健康状態の観察 ・動作・言動・表情の変化 ・バイタルチェック ・点滴・採血・注射・消毒 ・専門医療機器管理 *服薬確認・服薬管理 *飲酒の有無確認 *環境整備 *清潔保持 *安否確認 *緊急時対応 *関連機関との情報共有 医療行為 患者様の症状が比較的重く、医療処置を必要とするケースや、より身体機能の改善につながる医療サービスの提供が必要。
資格	・介護福祉士 ・訪問介護員 ・介護職員初任者研修修了者 ・介護職員実務者研修修了者 ・介護職員基礎研修修了者	・看護師または准看護師 ・作業療法士 ・理学療法士 ・言語聴覚士 ・保健師 ・助産師
保険	・介護保険	・介護保険 ・医療保険

精神科 訪問看護

専門知識と豊富な経験が必要！

精神科訪問看護は、一般的な訪問看護に比べて、ご利用者様の動作・言動・表情などの変化を的確に読み取り、それを基に治療的コミュニケーションを取る必要があり、高度な「専門知識」はさることながら長期にわたる豊富な「経験」が必要となる。



疾患

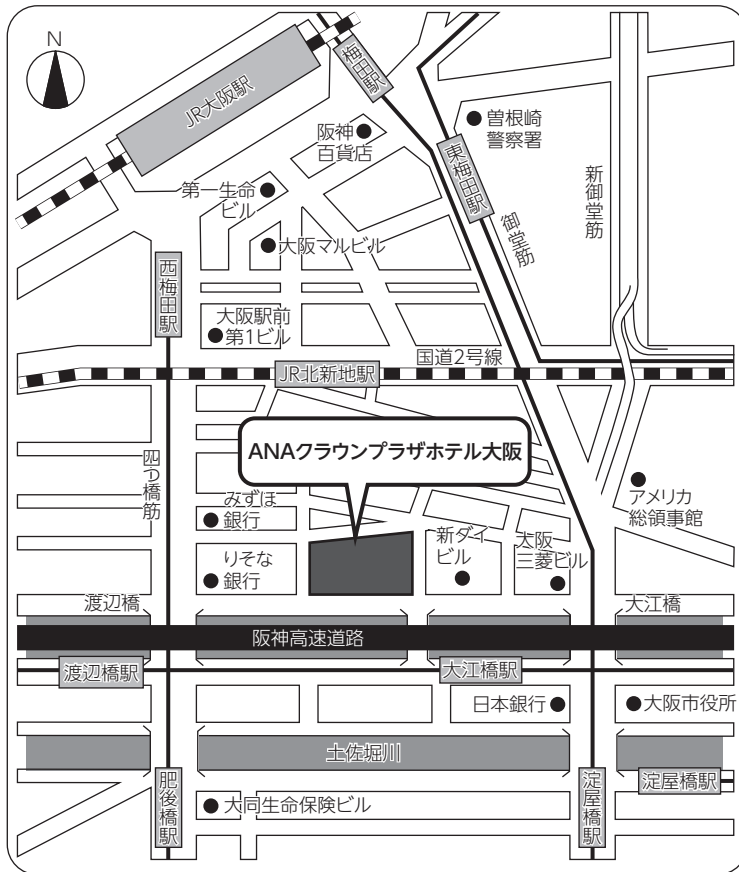
大学浪人中の20歳で統合失調症を発病。発病当時は病気であることの自覚や家族の理解が得られず、適切な治療を受けることが難しかった。「テレビで自分の悪口が言われている」「誰かに監視・盗撮されている」という妄想が強くなり、23歳の時に精神科病院に入院となる。入院中の適切な治療により、少しずつだが病気と向き合えるようになったが、対人面での恐怖や不安感が強く残っている。

看護

退院後より訪問看護を開始。本人の辛い気持ちに寄り添い、好きな物・興味のあることを共有しながら信頼関係を構築する。また、他者との付き合い方についても、訪問看護師との関わりの中で成功体験を重ねてもらえるよう、良い点のフィードバックを積極的に行う。治療(服薬)については、適切に行うことで不安な気持ちが軽減することや、「監視されている」という感覚が軽減することを共有する。現在は、将来就職したいという本人の夢をもとに、就労支援センターに通所できることを目標にしている。

株主総会会場ご案内図

ANAクラウンプラザホテル大阪 3階万葉の間



大阪市北区堂島浜1-3-1 TEL 大阪 (06)6347-1112

- 〔交通〕
- JR東西線「北新地駅」11番～21番、11-23番出口から 徒歩約5分
 - 京阪本線・地下鉄御堂筋「淀屋橋駅」7番出口より 徒歩約7分
 - 地下鉄四つ橋線「西梅田駅」・「肥後橋駅」出口から 徒歩約7分
 - JR「大阪駅」及び各線「梅田駅」「阪急大阪梅田駅」「阪神大阪梅田駅」から徒歩15分～20分
 - 京阪中之島線「大江橋駅」より徒歩3分
- 《お願い》 勝手ながらお車でのご来場は、ご容赦賜りたくお願い申し上げます。
 本株主総会よりご出席の株主さまへのお土産は取り止めとさせていただきます。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。